

低所得の高齢者へ 臨時福祉給付金を支給します

「一億総活躍社会」の実現に向け、所得の低い高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。支給には申請が必要です。

- 支給額…1人につき 30,000 円。
- 基準日…平成 27 年 1 月 1 日（基準日に住民登録のある市区町村に申請書を提出）。
- 5 月上旬～8 月 31 日（水）。※申請期限後の受け付けはできません。
 - ・支給対象者には申請受け付け後、約 2 カ月程度で指定の口座へ振り込みます。
 - ・支給決定通知もしくは不支給決定通知を送付します。

- 平成 27 年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上になる人（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人）。
 - ・支給対象者とは…平成 27 年度の住民税（均等割）が課税されていない人（非課税者）。
 - ・ご自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

■支給対象者がいると思われる世帯には、4 月下旬に市から申請書などを送付します。必要事項を記入し必要書類を添付の上、下記まで郵送または持参。

- ・同一世帯内に複数の対象者がいる場合は、代表者（申請者）がまとめて対象人数分を申請します。支給は代表者（申請者）名義の口座に世帯の支給合計額を振り込みます。

【「振り込め詐欺」にご注意ください】

- ・市や厚生労働省などが ATM の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・現時点で、市や厚生労働省などが市民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。
- ・ご自宅や職場などに市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話や訪問があったら迷わず消費生活センターや最寄りの警察署または警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

■【給付金申請】社会福祉課臨時福祉給付金担当（☎内線 551）、【給付金制度】厚生労働省専用ダイヤル（☎0570-037-192）。

福祉

一人暮らしなどの高齢者宅に緊急通報装置を設置

緊急通報装置を設置し、緊急

通報体制を整備することで、高齢者の不安の解消、緊急時の対応を迅速に行います（申請制）。
■市内在住でひとり暮らしの高齢者、高齢者の世帯。
■【市市民税課税世帯】月額 930 円、【同非課税世帯、生活保護世帯】無料。
●緊急通報装置とは…緊急用ボタンス付き発信機または緊急通報専用携帯電話端末を自宅に設置し、受信センサーが 24 時間体制で通報を受信し対応する装置です。
●高齢者世帯とは…高齢者だけの世帯、高齢者を含む世帯で、高齢者を除く世帯全員が就労などのため一日 8 時間以上不在となる日が月に 20 日以上ある世帯。
■高齢者福祉課生きがい支援班

（☎内線 272）。
介護支援ボランティア登録・研修会
介護ボランティア制度は、介護保険施設などでボランティア活動に参加した高齢者に評価ポイントを付与し、その数に応じて交付金を支給する制度です。介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。
■4 月 25 日（月）・午後 1 時～4 時。
■市役所附属棟 2 階会議室。
■ボランティア研修会（講義、実習）、平成 28 年度ボランティアの登録、平成 27 年度評価ポイント転換交付金申請の受け付け。
■市内在住で 65 歳以上の人。
■50 人。
■平成 27 年度介護支援ボランティアポイントカード、印鑑を

持参。研修会受講者にスタンプ（1 回分）を押印します。平成 28 年度介護支援ボランティアカードを持っている人は持参してください。
■事前に左記まで（先着順）。
■高齢者福祉課生きがい支援班（☎内線 271）。

心身障害者（児）施設通所交通費助成

市では次の施設に通所している人に対し交通費の一部を助成しています。

▼障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設、▼障害者総合支援法に規定されている地域活動支援センター（I 型・II 型・III 型）。
■10,000 円（月限度額）。
※通所日数が一日から支給。
※通所のために交通機関を利用するときは、その一カ月分の運賃の額。

- 支給月：7 月（4～6 月分）、10 月（7～9 月分）、1 月（10～12 月分）、4 月（1～3 月分）。※年度内 4 回。
- 事前に申請書（市障がい福祉課、各支所で配布）、交通機関を利用している人で、定期券などを購入している人はその写し、印鑑を左記まで持参。
- 障がい福祉課障がい福祉給付班（☎内線 262）。

印西市ダイケアクラブ

心のいずみ

心の病気で悩んでいる人が集まり、創作活動・軽スポーツ、調理などを行うダイケアクラブを実施しています。

■毎週金曜日・午前 10 時～正午（第 2 金曜日は午後 1 時）。

※第 5 金曜日は除く。
■中央公民館（第 1、4 金曜日）、高花老人福祉センター（第 2 金曜日）、松山下公園（第 3 金曜日）。
■心の病気で悩んでいる人とその家族。
■事前に左記まで。
■障がい福祉課障がい福祉支援班（☎内線 268）。

ミニ・ガイド パート I

■「キャンパスの会」無料油絵講習会
■4 月 15 日（金）、22 日（金）いずれも午前 10 時～正午。
■ふれあい文化館。
■2 回の教室で絵の完成を目指します。■6 人。
■用具が無い人は用意します（費用負担有り）。
■4 月 8 日（金）までに左記へ。
■キャンパスの会・吉水（☎／FAX ④7 3342・✉masayoshi.yoshimizu@gmail.com）。

■家庭内傾聴講座
■4 月 24 日（日）、5 月 22 日（日）、6 月 26 日（日）、7 月 24 日（日）いずれも午前 10 時～午後 2 時。
■中央駅前地域交流館 1 号館。
■聴き方を学びます。
■不登校、ひきこもり、発達障害、摂食障害のお子さんとその家族。
■500 円（資料代）。
■事前に左記へ。
■M・T ねっとわーく・みなと（☎0800-6897-0220・✉hereandnowm@yahoo.co.jp）。

■ケビンさんの「春の植物観察会」
■4 月 23 日（土）午前 9 時 30 分～11 時 30 分（雨天順延）。
■草深の森駐車場集合。
■500 円（参加費）、大人と同伴の小学生以下無料。
■事前に「草深の森観察会申込」と記入し、住所、氏名、電話番号、人数を FAX またはメールで左記へ。
■NPO 法人ラーバン千葉ネットワーク（☎③76419・FAX ④4143・✉info@rcn-forum.org）。

■東日本大震災の被災世帯に対する支援制度
東日本大震災により、住宅に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合や、液状化による住宅の地盤復旧など（基礎の修復を含む）を行った場合は、支援制度の対象となる場合があります。
●申請期間：平成 29 年 4 月 10 日まで（一年間延長されました）。
■社会福祉課厚生班。

■プルミエール・バレエ・ステューディオ「第 4 回定期発表会」
■4 月 24 日（日）・午後 2 時 30 分。
■白井市民文化会館。
■小品集、ドン・キホーテほか。■無料。
■小銭（☎090-2553-3841）、ステューディオ（☎080-9152-5717）。
■無料なんでも労働相談
■①平日、②毎月第 4 金曜日・いずれも午前 9 時 30 分～午後 5 時。
■①千葉県教育会館新館、②第一字賀ビル 2 階（柏市泉町 7-11）。
■因解雇や賃金未払いなど労働問題の解決に向けた助言など（①電話または面談、②面談）。
■関連合千葉（☎0120-1541052）。

■人形劇「かえるくんかえるくん」
■4 月 17 日（日）・午前 11 時。
■場そうふけ公民館。
■「人形劇団ひばりあむ」による人形劇。
■大人 1,500 円、2 歳以上 800 円、親子券 2,000 円、当日は 500 円増し親子券無し。
■事前に左記へ（先着順）。
■NPO 法人いんぎん子ども劇場（☎／FAX ④69287・✉inpoinzai.kodomo@yahoo.co.jp）。

■折り紙サークル「折り鶴の会」新入会員募集
■毎月第 2、4 月曜日・いずれも午前 10 時～正午。
■高花老人福祉センター。
■伝統芸術を手先を動かしながら、造形の楽しさを味わいます。■6 人。
■月額 1,000 円（参加費）。
■4 月 8 日（金）までに左記へ（先着順）。
■鈴木木（☎④57175）・中澤（☎④2984）。